

若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならず（最高裁判所平成6年9月8日判決参照）、その損害は財産上の損害に限られると解される。

ところで、支払遅延防止法によれば、契約の目的たる給付の完了の確認又は検査（以下、単に「検査」という。）の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知（以下「給付通知1」という。）を受けた日から10日以内とされ（同法第4条第1号、第5条第1項及び第10条）、相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、その是正又は改善（以下「是正等」という。）を求めることができ、この場合においては、検査の時期は、相手方から是正等した給付を終了した旨の通知（以下「給付通知2」という。）を受けた日から10日以内とされている（同法第5条第2項）。また、検査を終了した後、相手方から適法な支払請求を受けた日から30日（以下「約定期間」という。）以内に給付の対価を支払わなければならないとされている（同法第6条第1項）。そして、検査の時期（給付通知1及び給付通知2を受けた日からそれぞれ10日以内）までに検査をしないときは、その時期を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、その超える日数に応じ支払遅延に関し約定した利率（年2.5パーセント）をもって計算した金額を相手方に支払わなければならないとされている（同法第9条）。

このことについて、予備的調査によると、所管局は、請求人から令和5年5月8日に本件契約に係る請求書や委託完了届等の送付を受けた（給付通知1）ものの、仕様書に定める報告等に係る様式の一部が未提出であったことから履行の確認に必要な書類が不足しているとして、請求人に対して同月29日にその提出を求め、同年6月15日に必要な書類が揃った（給付通知2）ことから検査をし、同日付けで適法な支払請求があったものとして、同年7月7日に本件支払をしたとのことである。

以上によると、検査をした同年6月15日から19日（給付通知1を受けた同年5月8日から10日を経過した日である同月18日から給付通知2に係る是正等を求めた日である同月29日までの期間の日数である11日を約定期間の日数である30日から控除した日数）後の同年7月3日が給付の対価の支払時期となると解されること、

所管局は同月7日に契約代金を支払ったとのことであるから、4日間（支払遅延防止法第8条により支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数）、その支払を遅延したことになる。

このように、本件契約に基づく支払遅延を生じさせたことは、給付通知2に係る是正等（仕様書に定める報告等に係る様式の一部の提出を促すこと。）を求めた日が給付通知1から3週間程度経過してなされたことが要因であると思料され、当該事務処理に不適切な点があったことは否定できない。

しかしながら、支払遅延防止法第8条第2項によれば、遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要しないとされており、所管局は、同法の定めによる遅延利息の額は12円（ $44,000円 \times 年2.5パーセント \times 4日 / 365日$ ）であるとして本件契約に基づく遅延利息の支払はしていないのであるから、都に財産上の損害が発生しているとは認めることはできない。

なお、請求人は、関係職員について懲戒処分を行うことや委託完了届等の開示を求めているが、いずれも財務会計上の事柄ではなく、上記の結論を左右するものではない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

